

厚生労働大臣政務官  
橋本 岳 様

# 国の施策等に関する 提案・要望書

(平成27年7月)

鳥取県自治体代表者会議  
鳥取県地方分権推進連盟

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鳥 | 取 | 県 | 知 | 事 | 平 | 井 | 伸 | 治 |
| 鳥 | 取 | 県 | 議 | 会 | 議 | 長 | 正 | 一 |
| 鳥 | 取 | 県 | 市 | 長 | 会 | 長 | 義 | 彦 |
| 鳥 | 取 | 県 | 市 | 議 | 会 | 長 | 昌 | 光 |
| 鳥 | 取 | 県 | 町 | 村 | 会 | 長 | 哲 | 司 |
| 鳥 | 取 | 県 | 町 | 村 | 議 | 会 | 長 | 治 |

# 職業能力開発総合大学の高度職業訓練の「修士課程」に係る地方拠点の創設について

## 《提案・要望の内容》

○鳥取県の地方創生を進めるとともに、日本の製造業で求められるカスタマイズ型ものづくり人材「グローバル万能工」を育成するため、職業能力開発総合大学に高度職業訓練の「修士課程」を創設し、地方拠点として鳥取県に置くこと。

※職業能力開発総合大学（以下「職業大」）の主な目的は職業訓練指導員の養成だが、卒業生には民間企業等へ就職する者も多い。

※平成28年4月には職業訓練指導員養成の「修士課程」を創設予定（東京）だが、民間企業等の製造現場で即戦力として活躍できる人材育成の観点の不足が懸念される。

※製造業の競争力強化のためには、現場人材に対するより高度な職業訓練が求められており、職業訓練指導員養成課程とは別に、高度職業訓練の「修士課程」創設（機能拡充）の必要がある。

※以上の理由より、学生及び社会人を対象とする高度職業訓練の「修士課程」を創設し、その実施に係る地方拠点を鳥取県に置くこと（平成30年度を目途）を提案するもの。

※創設候補先は、ポリテクセンター鳥取、鳥取県産業振興機構等を想定

（注）（地独）鳥取県産業技術センターが隣接しており、最先端機器の活用も可能

## <参考>

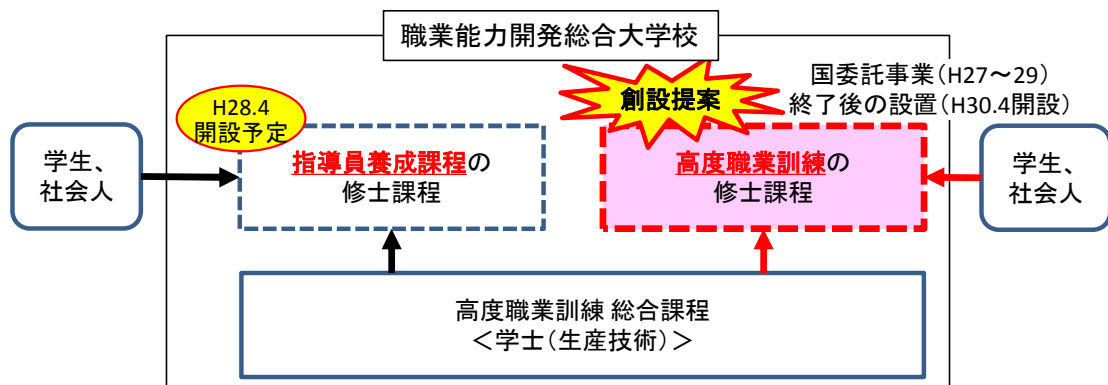
### 1 鳥取県のグローバル・イノベーション人材育成構想について

○鳥取県は、製造業の生産ピラミッドの崩壊を受けて、これまでの電気機械中心の一軸型産業構造から、成長分野である医療機器、自動車、航空機を加えた多軸型産業構造への転換に取り組中。

○平成27年度からは、従来の公的職業訓練では対応できない新たな人材育成プログラムを開発するため、厚生労働省の新規施策「地域創生人材育成事業」の採択を受け、今後の我が国製造業を牽引する医療機器、自動車、航空機関連分野を対象に、カスタマイズ型ものづくりを担う「グローバル万能工」の育成プログラムの開発に着手するキックオフミーティングに、職業大もオブザーバーとして参加。

○職業大の高度職業訓練 総合課程では、科学・技術・技能の融合を目指した教育プログラムにより、工学系の大学の約2倍の授業時間を実施するなど、成長分野へ取り組む企業が求める人材育成を行っている。

鳥取県の取組と職業大の教育プログラムを連動させ、職業大にアジアスタンダードとなり得る高度職業訓練の「修士課程」創設（平成30年度を目途）を提案するもの。



◆総合課程卒業者の進路は、指導員になるのみならず、民間企業等の多方面にわたっている

### 2 職業大に対する鳥取県からの支援について

- (1) 鳥取県未来人材育成基金により、鳥取県内に就職した者の奨学金返還を最大1/2助成
- (2) 成長産業分野における人材育成・確保等を支援する地方創生のための新たなファンド（経済産業省に提案中）により、訓練プログラム開発や実施体制構築を支援
- (3) その他必要な関連施策を機動的に推進

## 地域の実情を反映した地域医療構想の策定について

### 《提案・要望の内容》

- 地域医療構想の策定に関し、画一的な算式に基づく病床数を地方へ押し付けることなく、都道府県が地域の実情を反映した形で構想を策定できるようにするとともに、日本版 CCRC 構想の取組等も踏まえ、算定ルールの柔軟な運用を行うこと。

〔※国が示した医療機能別必要病床数の算定方法は、「まち・ひと・しごと創生会議」が提唱する日本版 CCRC 構想の取組や地域特性を考慮する余地が認められていない。〕

### ＜現状・背景＞

- ・ 本年3月に国が作成した地域医療構想策定ガイドラインを踏まえ、各都道府県は平成27年度に地域医療構想を策定し、必要病床数等の目標を定めることとなる。
- ・ 策定にあたっては、全国一律の計算式(※)が示されており、例えば、療養病床の入院患者の一定レベルの者は70%を在宅医療等に移行するよう算定式が示されるなど、地域の実情とかけ離れた目標値の設定となることが想定される。
  - (※) 国立社会保障・人口問題研究所が示す推計人口、国から送られてくるレセプト等のデータに基づく入院受療率を用いる算式
  - [例] 療養病床の入院患者の一定レベルの者を在宅医療等へ移行する算定・・・現行一律70%  
必要病床数を算定する際の病床稼働率の運用  
・・・現行一律 高度急性期75%、急性期78%、回復期90%、慢性期92%
- ・ 国の「まち・ひと・しごと創生会議」の「創生基本方針2015」骨格案では、日本版 CCRC の導入に向け、東京圏をはじめ大都市の高齢者の地方移住の支援を基本コンセプトの1つとしているほか、日本創成会議の「東京圏高齢化危機回避戦略」では、高齢者の地方移住が提言されているところである。
- ・ いずれも、地方の高齢者人口が減少する一方で、大都市圏からの移住による人口流入を想定しているものであるが、現行の算定方法のまま既存病床数を減ずる構想を策定すれば、このような移住への対応は困難となるため、算定ルールの柔軟な運用が必要である。

### ◇日本創成会議が示した医療・介護に余力のある41地域のうち、鳥取県の状況

- ・ 鳥取県からは、2地域(鳥取・米子)が余力ある地域に選定された(レベル7が最上位)
  - 鳥取地域⇒医療レベル6、介護レベル4
  - 米子地域⇒医療レベル6・介護レベル5
  - (参考：倉吉地域⇒医療レベル5・介護レベル5)
- ・ 中国地方5県では、広島県以外の4県6地域(鳥取2地域)が選定

## 持続可能な国民健康保険制度の構築について

### 《提案・要望の内容》

- 新たな国民健康保険制度の構築に当たっては、地方に負担をつけ回すことのないよう、国庫負担金の負担率を引上げるなど、国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図り、将来にわたり持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講ずること。
- 都道府県と市町村の役割分担に従い、分賦金等の算定基準などの国保の財政運営の基本となる事項を早期に明らかにすることによって、新たな制度の円滑な実施を図ること。
- 子育て家庭等の経済的負担の軽減に取り組む地方の自主的な取組を阻害することのないよう、小児医療費助成などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

### <参考>

#### 1 鳥取県内1人当たり国民健康保険料調定額と医療費の推移 (単位：円)

| 年度  | H20     | H21     | H22     | H23     | H24     | H25     |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 保険料 | 72,073  | 71,265  | 72,295  | 77,809  | 78,752  | 79,938  |
| 伸び率 | 1.01    | 0.989   | 1.01    | 1.08    | 1.01    | 1.02    |
| 医療費 | 296,666 | 305,035 | 317,975 | 329,073 | 338,265 | 346,834 |
| 伸び率 | 1.03    | 1.03    | 1.04    | 1.03    | 1.03    | 1.03    |

#### 2 鳥取県の市町村国民健康保険の財政状況 (単位：千円・団体)

| 年度            | H20       | H21        | H22        | H23       | H24       | H25      |
|---------------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|----------|
| 収支差額          | 1,223,028 | 664,706    | 434,996    | 1,172,510 | 1,162,605 | 823,435  |
| 単年度実質<br>収支差額 | △861,834  | △1,560,696 | △1,979,051 | △41,676   | 19,091    | △895,496 |
| 赤字<br>市町村数    | 10        | 16         | 15         | 14        | 11        | 16       |

※単年度実質収支差額は、前年度からの繰越金や市町村基金からの繰入金を除いた収支。  
近年赤字傾向が続いている。

#### 3 鳥取県の平成25年度地方単独事業実施による国定率負担金影響額 (単位：千円)

| 区分 | 身体・知的障<br>害者 | ひとり親<br>家庭 | 小児     | 特定疾患 | 精神障害者  | 計       |
|----|--------------|------------|--------|------|--------|---------|
| 金額 | 105,564      | 11,542     | 20,661 | 163  | 22,344 | 160,274 |

※上記の影響額について県調整交付金において1/4を補填

## 少子化対策の充実について

### 《提案・要望の内容》

#### 【若者が出会い・結婚し・出産し・子育てできる社会づくり】

- 若者がそれぞれのライフプランを描き、希望どおり結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、雇用の安定、不妊治療支援の拡充、安心・安全な周産期医療体制の確保、子育て支援施策の充実など、切れ目ない支援、制度づくりを進めるとともに、地方の取組に必要な財政支援の充実を図ること。
- 結婚や家庭の良さを啓発するポジティブキャンペーンの展開や、学校教育において妊娠・出産に関する正しい知識を普及啓発するなどにより、若年層の関心を高め、社会全体で若者の結婚したい気持ち、子どもを持ちたい気持ちを応援する機運づくりを推進すること。

※鳥取県においても少子化の一因である未婚化、晩婚化が進行している。

|              |                               |           |
|--------------|-------------------------------|-----------|
| ・ 35～39 歳未婚率 | 男性 26.0% (H12) →33.7% (H22)   | +7.7 ポイント |
|              | 女性 11.1% (H12) →20.3% (H22)   | +9.2 ポイント |
| ・ 平均初婚年齢     | 男性 28.5 歳 (H14) →30.7 歳 (H25) | +2.2 歳    |
|              | 女性 26.8 歳 (H14) →28.9 歳 (H25) | +2.1 歳    |

※当県の少子化アンケート調査では、未婚・晩婚の要因として一番多い回答は「雇用が不安定で経済的基盤が安定しない」である。H21 調査 (30.9%)、H25 調査 (52.7%)

※当県では、正規雇用 1 万人チャレンジ計画を策定し、若者を含む県全体の雇用の安定化に取り組むこととしている。

※当県では、中学校・高等学校に助産師を派遣し、妊娠・出産に関する正しい知識を啓発する「未来のパパママ育み事業」を実施している。

#### 【子育て家庭等の経済的負担の軽減】

- 社会全体で子どもを育てるという認識に立ち、保育料の無償化や小児医療費の軽減など、国の責任において、子育て家庭等の経済的負担のさらなる軽減を進めること。

〔 ※当県では、市町村と連携して、第 3 子以降の保育料の無償化と小児医療費助成の対象者拡大 (高校卒業 (18 歳の年度末) まで) を実施することとしている。 〕

## <参考>

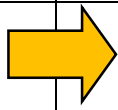
### 1 鳥取県の第3子以降保育料無償化制度

以下の基準に基づき、多子世帯（3人以上の児童がいる世帯）の第3子以降の保育料を無償化する市町村に対し助成を行う。

| 区分   | 内容   |
|------|--|
| 補助要件 | ・第3子以降の保育料を完全無償化すること。<br>※中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業（実施市町村：7町）等の県の他の保育料軽減制度との重複不可（いずれかを選択） |
| 適用時期 | 平成27年9月分の保育料から適用   |
| その他  | 所得制限及び年齢制限なし（現行の保育料軽減制度と同様）  |

### 2 鳥取県の小児医療費助成制度

市町村が小児医療費の自己負担分へ助成したものについて、県がその2分の1を補助する。

| 区分    | 現行   | 改正後（平成28年4月～予定）   |
|-------|--|---|
| 助成対象者 | <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者<br>※中学卒業まで |  <u>18歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 |

※所得制限なし、要件は年齢要件のみ。

※患者負担額（入院1,200円/日、通院530円/日）は従来どおり。

※県内の4団体（三朝町、南部町、北栄町、日南町）は既に18歳まで助成

### 3 鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査（平成25年11月26日～12月9日実施）

#### 子育ての経済的負担感

- 子育ての経済的負担は、8割が「負担が多い」と感じている。
- 将来的に持つ予定の子ども数が理想的な子ども数より少ない理由として、6割以上の者が、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答している。
- 経済的負担が少なければ「さらに子どもを持ってもよい」が6割に達している。

# 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた文化プログラムの取組への支援について

## 《提案・要望の内容》

○2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた文化プログラムについては、地方がその特色や強みを活かして展開する芸術文化の取組を十分に盛り込むとともに、財政支援や国内外への情報発信を強力に進めること。

①障がい者の芸術文化振興は、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するとともに、共生社会モデルの創発に繋がるものであり、全国的な取組となるよう支援を行うこと。

②とりわけ、カルチュラルオリンピアドとしての障がい者の芸術文化活動を振興するため、広域的に地域が連携して取り組む障がい者芸術文化の祭典の全国的連携開催などに対しては、より手厚い支援を行うこと。

## ＜鳥取県における取組＞

### 1 「あいサポート・アートとっとり祭り」「あいサポート・アートとっとり展」

(1) 期 間 とっとり祭り 平成27年10月3日～4日

とっとり展 平成27年12月6日～平成28年2月4日

(2) 概 要 全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会の成果を引き継ぎ、障がい者が取り組む「舞台芸術活動」と「芸術・文化作品制作活動」の発表と鑑賞の機会を提供。

#### 【障がい者によるステージ発表】



#### 【障がい者制作作品展示】



### 2 「障がい者の芸術文化活動の全国発信」

(1) 期 間 じゆう劇場 平成27年12月頃（奈良県）

荒神神楽 平成27年11月頃（鹿児島県）

(2) 概 要 全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会で行った全国に誇ることができる鳥取県の障がい者の舞台芸術を全国発信。あわせて、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた全国的な障がい者の芸術文化振興を有志の都道府県と連携して実施することを検討。

#### 【障がいのある人とない人で創りあげた「じゆう劇場」】



#### 【米子養護学校と日野高校による「荒神神楽」】



## < 参考（昨年度開催した全国大会） >

「あいサポート・アートとっとりフェスタ」（第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会）

(1) 期 間

平成26年7月12日から11月3日までの約4か月間

(2) 概 要

「障がいを知り、共に生きる」を大会テーマに掲げ、全国大会では初となる秋篠宮妃殿下、佳子内親王殿下の御臨席を賜り、音楽、ダンス、郷土芸能などの舞台芸術を発表するとともに、県内外から多くの美術作品が出展された。各会場には、障がいの有無に関わらず多くの来場者があり、共生社会実現のための道が開かれた。（イベント来客数 延べ約43,000人）

### 【出演者、来場者一体となって「あいサポートの輪」】



### 【国際公募展「国際障がい者アート展」】



※あいサポート：障がいと障がい者への理解を深めるとともに、障がいの特性に応じた配慮を行う運動の名称。平成21年に鳥取県が創設し、現在は他の4県等とも連携。全国のあいサポーター数は25万人に上る。



## 介護人材確保対策について

### 《提案・要望の内容》

○ 介護人材確保対策は喫緊の課題であるため、安定的確保に向け、以下の取組を充実させること。

1 介護職への参入促進のため、介護職の認知度向上・イメージアップを図る全国的な情報発信を国が積極的に行うこと。

〔例：広告代理店などによる、戦略性のある大規模かつ全国的なイメージアップの実施  
映画やテレビドラマなど、マス媒体を通じた介護職の魅力の発信  
中高生向けに、マンガなど親しみやすい媒体を活用した資料作成〕

2 介護職員の離職防止の観点からも労働局や労働基準監督署による指導を強化し、労働条件の確保、改善を図ること。

3 介護職員の処遇改善のため、処遇改善加算総額が介護職員の賃金等として確実に反映される仕組みを整えること。

4 地域医療介護総合確保基金について、介護福祉士修学資金貸付も対象とするなど、地域の実情に応じた事業展開ができるよう、柔軟な制度運用と交付額の拡大を行うこと。

### <参考>

#### 1 平成37(2025)年に向け本県で必要な介護職員数

要介護認定者数は平成24(2012)年から平成37(2025)年に1.21倍になると見込まれ、現在と同程度の配置のもとに介護を行うとすれば、介護事業所に勤務する介護職員を2,096人増やす必要がある。

また、過去の実績を踏まえ、離職率を年間15.0%、同じ介護現場への転職率を35.0%で目標値として設定すると、毎年150人程度介護職員が純増する必要があると、離職者数を踏まえると、介護現場に毎年約1,200人程度の新規参入が求められる。

| 職種区分        | 平成24年職員数(A) | 平成37年職員数(B) | 比較               |
|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 介護職員        | 10,097人     | 12,193人     | (B) - (A) 2,096人 |
| (参考)要介護認定者数 | 32,186人     | 38,866人     | (A) ⇒ (B) 1.21倍  |

※人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値。要介護認定者数は、県長寿社会課で推計。

#### 2 県内の介護福祉士養成施設3校の入学者数

| 年度   | 定員A  | 入学者数計B(C+D) | 高校新卒C | 社会人D | 充足率B/A |
|------|------|-------------|-------|------|--------|
| H26度 | 140人 | 59人         | 39人   | 20人  | 0.42   |
| H25度 | 140人 | 107人        | 68人   | 39人  | 0.76   |
| H24度 | 140人 | 92人         | 56人   | 36人  | 0.66   |
| H23度 | 140人 | 115人        | 72人   | 43人  | 0.82   |
| H22度 | 140人 | 142人        | 77人   | 65人  | 1.01   |

※定員は、鳥取社会福祉専門学校80人、YMCA米子医療福祉専門学校40人、鳥取短期大学20人

### 3 本県における介護関係の有効求人倍率

介護分野での有効求人倍率は、全産業と比較して高く、人材不足が深刻になりつつある。

|          | H22  | H23  | H24  | H25  | H26  |      |      |      |      |      |      |      |      |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|          |      |      |      |      | 4月   | 5月   | 6月   | 7月   | 8月   | 9月   | 10月  | 11月  | 12月  |
| 福祉関係職業合計 | 1.38 | 1.46 | 1.40 | 1.54 | 1.41 | 1.42 | 1.44 | 1.48 | 1.50 | 1.56 | 1.64 | 1.75 | 1.81 |
| うち介護分野   | 0.79 | 0.87 | 0.94 | 1.09 | 1.02 | 0.99 | 1.03 | 1.14 | 1.13 | 1.21 | 1.20 | 1.31 | 1.37 |
| (参考)全産業  | 0.64 | 0.68 | 0.72 | 0.90 | 0.99 | 1.02 | 1.00 | 1.00 | 0.96 | 0.95 | 0.92 | 0.96 | 1.06 |

※鳥取労働局への聴き取り

### 4 本県の介護人材確保対策

鳥取県社会福祉協議会に委託し、福祉人材バンクや就職フェア、求職活動研修などを行っているが、十分な効果が得られてない。

| 事業等          | 内容  | 参考(平成26年度実績)                                |
|--------------|---|---|
| 福祉人材無料職業紹介事業 | ・求人事業所と求職者の福祉人材バンクの登録及び紹介(相談受付：月～金)。求人情報誌(毎月)       | 新規求職225人、新規求人1,291件<br>採用決定：61件(就職フェア54件含む) |
| 福祉の就職フェア     | ・事業所との個別面談や事業所のプレゼンテーション、求職相談の場を設定(夏2回、冬1回)         | 開催：3回(東・中・西部)<br>参加：計203人、採用決定：54人          |
| 人材確保相談事業     | ・社会福祉法人等への巡回訪問及び求職者登録情報の提供。効果的な求職活動の研修会。等           | 訪問：114法人、研修会参加：25人<br>移動相談会：20日間(相談14件)     |
| 啓発・広報事業      | ・福祉人材情報誌「HOTeye」の発行(年4回)<br>・求人や求職の手引き、資格ガイドブック等の発行 | 情報誌：5000部×4回<br>手引き等：300部～600部              |

上記の取組に加え、本年度は「中高生夏休み介護の仕事体験事業」や県教委広報誌での介護職のPRなどを実施するが、全国的な取組が必要。

### 5 介護福祉士修学資金貸付

本県では平成5年以降、約250人に修学資金貸付けを実施。平成24年度の経済対策を活用して本年4月入学者までの貸付枠を確保しているが、来年4月に向け新たな財源を確保する必要がある。

【介護福祉士修学資金貸付制度(平成25～27年度新規貸付分)】

|       |                                      |      |            |
|-------|--------------------------------------|------|------------|
| 補助率   | 国3/4、県1/4(セーフティネット支援対策等補助金)          | 実施主体 | 県社協(間接補助金) |
| 貸付限度額 | 月額5万円、入学準備金20万円、就職準備金20万円 等          |      |            |
| 貸付枠   | 毎年22人(内訳)・介護、社会福祉士コース22人(うち生保世帯：11人) |      |            |

※H27年度「生活困窮者就労準備支援等事業費補助金」における補助率は国1/2

## 女性活躍の推進に向けた環境整備について

### 《提案・要望の内容》

- 国の掲げた「202030」の実現に向けて、働く場における指導的地位に占める女性の割合を増やすため、女性人材の育成、指導的地位への積極的な登用に向けた取組を行う企業への税制上の優遇措置等の支援策の充実強化を図ること。

本県においては、有業者の女性割合は高くなっているが、管理職等の女性割合は低い。このため、官民連携で設置した「輝く女性活躍加速化とっとり会議」において、2020年までに従業員10人以上の企業で管理的地位にある女性割合を25%以上、100人以上の企業では30%以上とする目標を設定。

- ・有業者に占める女性割合 45.4% 全国7位
- ・管理職に占める女性割合 12.1% 全国28位

(出典：男女共同参画会議（内閣府）基本問題・影響調査専門調査会)

- 女性が結婚・出産しても就業を継続できる環境を整備するため、育児休業取得者の代替要員の確保や育休からの復帰への支援に取り組む企業に対する助成などの取組を拡充すること。
- イクボスを広める取組をすすめ、経営者や管理職のワーク・ライフ・バランスに対する理解促進や男性の家事・育児分担に対する意識改革を図ること。
- 一度離職しても再就職しやすい環境整備に取り組む企業への奨励金制度や女性の創業支援など総合的な施策の充実を図ること。

### 〈参考〉

- 本県における、女性活躍推進の取り組み

#### 〈指導的地位への女性登用〉

- ・輝く女性活躍パワーアップ企業登録制度

女性従業員が指導的地位で活躍できるなど人材育成や環境整備に取り組む企業等を「輝く女性活躍パワーアップ企業」として登録。(H27.6末現在 3社)

#### 〈女性が就業継続できる環境整備〉

- ・男女共同参画推進企業認定制度

企業におけるワーク・ライフ・バランス等の推進を図るため、仕事と家庭の両立支援や男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認定。(H27.6末現在 543社)

- ・イクボスとっとり共同宣言

6月3日に官民連携でトップがイクボスを宣言し、今後イクボスの取組を県内企業に広げていく。

#### 〈再就職支援〉

- ・離職者正規雇用奨励金

輝く女性活躍パワーアップ企業を対象に、結婚・出産や県内への移住等の理由により離職した女性を正規の社員として再雇用したときに奨励金を支給

(4,000千円：対象労働者1人に付き20万円×20社)